

国関整技管第166号
平成23年11月28日

各都県建設業協会長 及び
関係協会関東支部(事務所)長 様

国土交通省
関東地方整備局
企画部 技術管理課長

「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」について（参考送付）

日頃より、国土交通省関東地方整備局における事業の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

設計変更ガイドラインについては「「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」の配布について」（平成17年8月30日）により通知しているところですが、下記のとおり改訂しましたので、通知いたします。

なお、改訂後の設計変更ガイドライン（総合版）は、関東地方整備局のホームページへ掲載しております。

■設計変更ガイドライン 改訂内容

- ・設計変更に必要な資料作成分担について、具体的対応を記載
- ・設計変更に係る理解を深めるため「設計変更事例（主な事例）」を追加
- ・「「工事請負契約書の制定について」の一部改正について（H22.9.8国関整契第350号）」に基づき、『甲』『乙』を『発注者』『受注者』へ書き換え
- ・設計変更に係る各種ガイドラインや通達等をひとつにとりまとめ
設計変更ガイドライン
工事一時中止に係るガイドライン（案）
工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて
設計変更に係る工事請負契約書の条文及び通達、事務連絡

<問い合わせ先> 技術管理課 基準第一係 TEL:048-600-1331

<関東地方整備局ホームページ>

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000027.html>